

公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、愛媛県の下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年8月6日をもって満了するものとする。

記

大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

以上

平成30年7月18日

四国運輸局
愛媛運輸支局長